

法的知識の構造解明の基礎理論としての論理法学

吉野一

明治学院大学法学部

東京都港区白金台 1-2-37

yoshino@mh.meijigakuin.ac.jp

まえがき

私の法律人工知能構築、とりわけその中心的課題である法的知識の構造解明と法律知識ベース構築の研究の基礎となっている法理論は、論理法学である。「論理法学」は、私がわたしの法理論に与えた名称である。本稿は、「論理法学」と名付けた私の法理論の体系を、テーゼの形で、提示するものである。それは、これまでの研究で既に解明され論証されたもの、現在研究中で近々解明され論証されることが期待されているところのもの、そして詳細な基礎付けを今後の研究課題として残しているものを含む。私の法理論の輪郭が読者の理解するところとなれば幸いである。

本稿で提示された思想の多くの部分は、私自身が考えたものである。私の考えたところと同じことを既に誰かが考え、書き表していることもありうる。私は、そうした先人の諸業績に関心がないわけではない。しかし、本稿をまとめるに際しては、それらを引用するために文献学的努力をすることは、あえて行わなかった。限られた時間とエネルギーを、自己の思想を出来るだけ透徹したものとするために、そして首尾一貫した問題の解明を実現することに捧げたからである¹。

もちろん本稿は、これまでの先人の努力の諸成果に多くを依拠している。そうしたものの多くは、今日既に各分野の学問の常識となっているものであり、その場合は引用を省略した。しかし、本稿の理論を構築するための私の思考にもっともインパクトを与えてくれたものとして、ここで、次の二著を、その著者に対する敬意を込めて、特記したい。それは、ハンス・ケルゼンの『純粹法学』（第一版）とルードウィヒ・フォン・ウィットゲンシュタインの『論理哲学論考』とである。本稿で示された理論—それは当初法規範文の理論と呼んでいたが—の着想は、1981年9月にウィーンで開かれたケルゼン生誕100年記念シ

ンポジウムでの招待講演の準備中に得たものである²。私は1985年ころには、既に思想の主要な部分をテーゼの形で執筆していた。しかし、その間、怒涛のような法律人工知能研究に身を任せることとなり、執筆を中断することとなった。法律人工知能研究によって私の理論の実証を提示しえると考えるからでもある。一つの問題を解決すると、より多くのより困難な解決すべき問題が現れた。私の理論をコンピュータ上の推論システムにおいて実証するためには、解決しなければならないものがあまりにも多い。そのすべてでなくても大部分—を解決するには時間がかかる。われわれの法律人工知能研究、とりわけ法律知識ベースの構築も山場を越えようとしている。ここで、現在の段階での私の理論の概要を示すこととし、皆様の参考に供したいと思う。

1 論理法学の概念

(1.1) 論理法学とは何か。

(1.2) 論理法学は法の理論である。

(1.3) 論理法学は法的諸思考の構造解明を目的とする。

(1.4) 論理法学は法の分野における文を対象とする。

(1.4.1) 思考は文で表現される。

(1.4.2) それゆえ、論理法学は文を直接の分析の対象とする。

(1.4.3) 論理法学は法ルールと法ルール文を区別する。

(1.4.3.1) 法ルール文は法ルールを表現する。

(1.4.3.2) 法そのもの（それは法自体の思考からなる）および法的推論（それは法についての思考である）は法ルール

¹注の文献は、私がテーゼとして提示したものを、論究した私の論文がある場合にのみ引用した。

²そのときの基本思想は、シンポジウムの講演の論文集に掲載された私の次の論文「法規範と法適用に関する12のテーゼ」として示されている。参照：Yoshino, H., 'Zur Anwendbarkeit der Regeln der Logik auf Rechtsnormen' in *Die Reine Rechtslehre in wissenschaftlicher Diskussion* (Schriftenreihe des Hans Kelsen-Instituts Band 7), Wien (Manz-Verlag), 1982, S.142ff., S.163; 参照：吉野一「法規範文の理論の着想」『判例タイムズ』557号、1985年、6頁以下；吉野一「論理法則の法規範への適用可能性について」『明治学院大学法学部二十周年論文集—法と政治の現代的課題』（第一法規）、1987年、421頁以下

ル文を中心として構成されている。

(1.4.3.2) したがって、論理法学は法分野の言語としての法ルール文を考察の主たる対象とする。法ルール文を起点として分析するとき、法、法的推論および法学の構造をより正確に解明することができる。

(1.4.4) 論理法学は、法的事実を記述する文、すなわち、法事実文も対象とする。

(1.4.5) 論理法学は法分野における言語、とりわけ、文の分析を通じて法的思考の構造を解明する。

(1.5) 論理法学は論理学的観点と方法を応用する。

(1.5.1) 論理法学は一つの応用論理学である。

(1.5.2) 論理法学は、記号の統語論的側面に主として係わる。

(1.5.3) ただし、意味論的および語用論的側面への洞察を常に保つ。

(1.6) 論理法学と法科学および法哲学

(1.6.1) 論理法学は法の科学の確立を目指す。

(1.6.1.1) 法の分野の科学の確立を主張した動きはこれまでもいくつかあった。しかし、それらの探求は法的思考については必ずしも成功していない。

(1.6.1.2) いわゆる「経験法学」は、「法」自体を取り扱わない。「法」自体はブラックボックスとなっている。

(1.6.1.3) 法の分野における科学として、法社会学がある。法社会学は法の社会学である。それは社会現象としての法について社会学的探求を行う。法社会学は法的思考の内部構造に立ち入らない。法社会学は法的思考の問題についてはこれまで無力であった。

(1.6.1.4) 法分野における心理学も成り立ちうる。しかし、心理学は法を心理現象として取り扱う。法的思考の内容、それ自体は心理学の対象ではない。

(1.6.1.5) 従来法的思考を取り扱ってきたのは法哲学である。

(1.6.2) 論理法学は法哲学である。

(1.6.2.1) 法哲学は法の哲学である。

(1.6.2.2) 哲学は科学の前衛である。(ギリシャ哲学の時代から哲学は科学の前衛である。例えば、「万物は何からなるか」を論じたギリシャの哲学は、その後の自然科学の発達の前衛として機能した。) 論理法学は、それが法の科学の前衛という意味で、法の哲学である。

(1.6.2.2.1) 哲学は科学の前衛であるから、哲学の対象は科学の残り物である。人間の思考の分野は、そのような未知の分野として残されている。哲学は人間の思考を対象とすることができる。法哲学は法の分野の思考を対象とすることができる。論理法学は法(的思考)を対象と

する。それゆえ、論理法学はその対象の点で法哲学であるといえる。(法自体が科学の残り物である。)

(1.6.2.2.2) 哲学は科学の前衛であるから、科学に反するものでも、科学を超えるものでもない。また科学でもない。したがって、哲学独自の科学的方法が存在するわけではない。哲学は、いずれは科学が実証し解決してくれることを期待しつつ、常識的方法、直観的方法を用いるか、あるいは関連科学の応用を試みるしかない。論理法学にとってもっとも関連する科学は論理学である。論理法学は、常識および直観に支えられて、論理学的観点と方法を応用する。その意味で、論理法学は、方法の点からも、法哲学である。

(1.6.2.2.3) 哲学は科学の前衛であるから、将来科学がそこから確立されることを目的とする。論理法学は、法の科学の成立に寄与することを目的とする。

(1.6.3) ある対象について科学が確立されれば、その対象についての哲学は要らなくなる。すなわち、その限りで哲学は死滅する。その意味で法哲学としての論理法学は自己自身の死をその目的とする、法の哲学としての論理法学が死に、法の科学としての論理法学に生まれ変わることが、論理法学の目的なのである。

(1.6.4) 思考の解明は言語の分析を通じて行われうる。

(1.6.4.1) 人間の思考に科学的に直接アクセスすることは困難である。脳波をとってみても、脳細胞の電氣的あるいは電磁的変化をトレースしても、それだけでは人間が何を考え、どのように推論しているかを確認することはできない。

(1.6.4.2) しかし、人間の思考の結果は言語で表現される。

(1.6.4.3) 人間の思考の構造を解明することを目的とする哲学は、言語を直接の対象とする。

(1.6.4.5) 哲学の主要な課題は言語分析である。

(1.6.4.6) したがって、法を対象とする哲学としての法哲学は、

(1.6.5) 法哲学としての論理学は、法の領域の言語を直接の対象とする。

(1.6.5.1) 法哲学としての論理学は法の言語分析を行う。

(1.6.6) 法哲学としての論理学は、法の言語の分析を通じて、法的思考の構造を解明する。

(1.6.6.1) 法哲学としての論理法学とその対象としての法領域の言語との関係は次の図に示される。

(1.6.7) したがって、論理法学はメタ理論である。

(1.7) 論理法学の構造。

(1.7.0) 論理法学は自らの論理構造を有する。

(1.7.0.1) 論理法学は、自己自身の枠組み、自己の構造について示しておく必要がある。

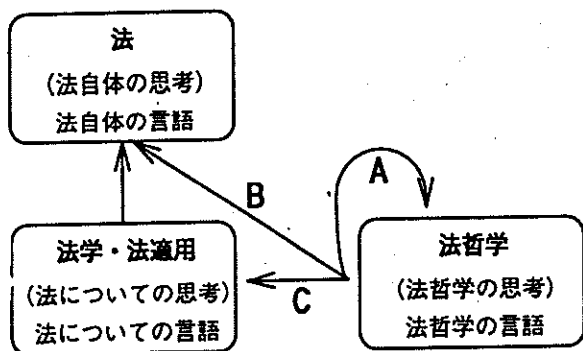


図 1:

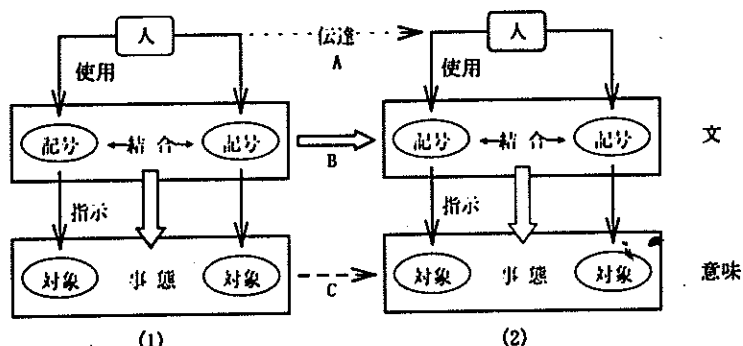


図 2:

(1.7.1) 論理法学を構築するには、論理法学とは何か、論理法学の概念を明らかにしなければならない。本章はこのテーマを論じている。

(1.7.2) 論理法学は自己の方法論的諸前提と観点を示す。

(1.7.3) それに基づいて、法ルール文とは何か、法ルール文の概念が明らかにする。

(1.7.4) ついで法ルール文の構造を明らかにする。

(1.7.5) さらに法的推論の構造を明らかにする。

(1.7.6) また法ルール文を構成する一般的な諸概念の性質と機能を分析する。

(1.7.7) 論理法学は、自己の法学に対する意義、その波及効果について自己評価を試みることによって終わる。

2 方法論的前提

(2.1) 論理法学は文から出発する。

(2.1.1) 文は記号から成り立っている。

(2.1.2) 文—記号は一つの事実である。

(2.1.3) 文—記号こそ科学的認識の対象として確実なものである。

(2.2) 論理法学は、文と文の外の世界との関係を、記号、記号を用いる人そして記号の指示するもの、この三者の観点から説明する。

(2.2.1) 記号は人が用いる。

(2.2.2) 記号と記号は結合する。

(2.2.3) 記号は対象を指示する。

(2.2.4) 記号結合はある事態を指示する。

(2.2.5) これらの関係を図示するとき次の通り。

(2.3) 論理法学のプリミティブは、文【命題】、その真理値および推論規則である。論理法学はこの三者から理

論を構築する。

(2.3.1) 文のうちで事態を記述するものを命題という。

(2.3.1 a) 最小単位の命題を要素命題と呼ぶ。

(2.3.1.1) 要素命題は名辞と述語から構成される。

(2.3.1.1.1) 名辞は対象を表す。

(2.3.1.1.2) 述語は対象の性質または関係を表す。

(2.3.1.1.3) 述語が一つの名辞を伴って命題を構成するとき、述語は対象の性質を表す。

(2.3.1.1.4) 述語が二つ以上の名辞を伴って命題を構成するとき、述語は諸対象の関係を表す。

(2.3.1.1.5) あるものが対象として見られるか関係として見られるかは、相対的である。例えば、人間は一つの対象（実体）として取り扱われる。しかし、それは、その内部構造を問題にすると、頭、手、足等からなるものとして把握することができる。頭は、頭蓋骨、大脳、小脳等から構成される。大脳は、140億の神経細胞から構成される。細胞は、細胞質と核から構成される。細胞核には染色系があり、それは核小体および遺伝子が組み込まれている。遺伝子は分子から構成される、分子は原子から構成される。原子は陽子、電子と中性子から構成される。このように一つの対象（実体）と見られるものも観点を変えると、さらにその要素対象の関係として見る事ができる。

(2.3.1.1.6) 対象であるか関係であるかは、記述目的の観点から決まる。実体概念についても同様である。

(2.3.1.2) 要素命題は論理語によって結合されて複合命題を構成する。(2.3.2) 命題はそれについて真とか偽とかいうことが意味を持つ。すなわち、それに真理値を帰属させることができる。

(2.3.2.1) 命題を理解するとは、もしそれが真であるならば、いかなる事態が成り立つかを知ることである。

(2.3.2.2) ある命題を定立することは、その命題によつ

である判断あるいは主張をなすことである。

(2.3.2.3) 命題が定立されるとき、命題が真であることが主張されている。そして命題の否定が主張されるとき、命題が偽であることが主張されている。

(2.3.2.4) 命題が真であることが主張されているとき、命題が記述する事態が成立することが主張されている。そして命題が偽であることが主張されているとき、その命題が記述する事態が成立しないことが、主張されている。

(2.3.2.5) 命題が真偽の論理値をとりうることは、語が指示する世界が実在するということとは必然的には結びつかない。言い換えれば、命題が真であるために、命題の意味とすなわちその表現する事態が実在する必要はかならずしもない。命題は実在の写像である必要はない。命題は実在しないことがらについても表現しうる。

(2.3.2.6) 規範文も命題とみなすことができる。それは一定の主張あるいは判断を表すものである。すなわち、規範文が真であるということは、それが表現する規範的事態が成立しているという主張、あるいは判断を表す。

(2.3.2.6) 法ルール文が「真である」ということは、それが法的に「効力がある」ということ（あるいは法的に「正しい」ということ）である。

(2.3.2.7) 法的世界においては、法的に「効力がある」か「効力がない」かである。あるいは、「正」か「不正」かである。そこには「二値」の原理が妥当する。したがって、法的「効力」あるいは「正しさ」の価値は、論理の意味における「真」の概念と同じに取り扱うことができる。

(2.3.3) ある命題から推論規則に基づいて別の命題を導出することができる。（推論規則は変形規則とも言う。したがって、上記のテーゼは次のように言い換えることができる。命題は変形規則に基づいて変形することができる。）

(2.3.3.1) 論理的に正しい推論は推論規則に基づいた推論である。

(2.3.3.2) 元の命題が真であるとき、推論規則に従って導出された命題は真である。

(2.3.3.3) 推論規則によって導出された命題が偽あるとき、元の命題は偽である。

(2.4) 文<命題>は意味を持つ。

(2.4.0) 文とその意味を区別すべきである。

(2.4.1) 文を構成する名辞は対象を指示する。対象は名辞の意義である。

(2.4.1 a) 文を構成する述語は対象の性質または関係を指示する。

(2.4.2) 語の意味について、二通り、すなわち、内包と外延がいわれる。語の内包は、論理法学の観点からは、対象の性質あるいは関係である。語の外延は、そのような

性質をもった対象の集合、あるいはそのような関係にある対象の組の集合である。

(2.4.3) 同様に、文の意味は次の二通りに理解できる。すなわち、内包と外延である。文の内包はそれが表現する事態であり、文の外延はその真理値である。i

(2.4.4) 命題は、(他の) 命題の性質や諸命題の関係についても記述<表出>しうる。

(2.4.5) 言語についての言語をメタ言語と呼ぶように、文についての文をメタ文、そして命題についての命題をメタ命題と呼ぶ。

(2.4.6) 複合命題の意味とその要素命題の意味とは相互に関係する。

(2.4.6.1) 複合命題の意味は、もしそのすべての要素命題の意味が確定していれば、それらの論理的結合によって自動的に決まる。

(2.4.6.2) しかし、構成要素命題の意味が前もって決まっているとはかぎらない。構成要素命題の意義は命題全体の意味にも依存する。複合的命題の真偽がまず決まってそれからその要素命題の真偽が決まることもありうる。

(2.5) 語の意味は用法によって決まる。

(2.5.1) 文の意味は、文を用いる人を離れて存在しない。それは、独立した実体としてあるのではない。

(2.5.2) 文の意味はそれを定立す主体あるいはその受け手に係わることによって生じるのである。文を使用する人によって文の意味が表象されるのである。

(2.5.3) 語の意味は、その語が用いられる環境、すなわち、その語を用いる人、とき、用いる場あるいは用いる文脈によって、異なりうる。

(2.5.4) 同一の文についてもその作り手と受け手によって把握される意味は全く同一ではない。

(2.5.5) しかし、両者にある程度共通性がある。そこにコミュニケーションが成り立つ。この共通性が成り立つのは語の用法のルールがあるからである。

(2.5.6) ある一定の人、ある一定の時点、ある一定の場所そしてある一定の文脈においては、ある語はある一定の意味を持つものと仮定して用いられる。その限りで、文と、言い換えれば、その記号とその指示対象との関係は一定である。すなわち、意味は確定している。その限りで、文と文の表現する世界との対応関係を問題にすることができる。

3 法ルール文の概念 [*9]

(3.1) 出発点

(3.1.1) われわれは法ルール文から出発する³⁴。

(3.2) 法ルール文の定義

(3.2.1) 法ルール文は法ルールの言語的表現である。法ルールは法ルール文の意味である。

(3.2.2) 法ルール文は記号である。それは一定の秩序を持った活字や音声などの配列からなる。

(3.2.3) この記号は知覚可能である。その限りで、法ルール文はひとつの事実である。

(3.2.4) 法ルール文は命題である。

(3.2.4.1) すべての文が命題であるわけではない。文と命題は区別される。文の中で真理値をとりうるものを命題と呼ぶ。法領域に登場する文には、命題でないものもある。法ルール文は真理値をとりうる⁵。したがって、それは命題として取り扱うことができるしかし、法ルールを表現する文はすべて命題である。(法ルールが真理値をとりうるということについては後述) それ故、本稿では法命題と呼ばず、原則として法ルール文という語を用いることにする。

(3.2.5) 記号としての法ルール文は、知覚されうるから、人間の共有物となりうる。

(3.3) 法ルール文と人

(3.3.1) 出発点

(3.3.1.1) 法ルール文は人によって定立される。それはまた人に伝達される。

³⁴私は、長らく法規範文という言葉を用いてきた。そして論理法学構築に際しても、当初、「法規範文」という概念から出発した。そこでは、「法規範」と「法規範文」とが区別された。法規範ではなく法規範文から出発することによって、形而上学的色彩を払拭した。その限りで、それは新しい立場であった。しかし、「法」を「規範」としてみる見方は、ドイツなど大陸の法理論では一般的であるが、英米法系の著作では、法を「ルール」として説明するのが普通で、「規範」という言葉はあまり使われない。そこで「法規範文」という語ではなく、「法ルール」という語を、出発点として用いるべきか、とも考え、選択に迷うこととなった。しかし、そうこうしているうちに、規範(norm)という言葉よりもルール(rule)という言葉を用いた方がよい—同様に法ルール文ではなくて法ルール文と表現した方がよい—のではないかと、次第に思うようになった。「法規範文」という言葉は、依然として、「規範」という語が持つ、特殊哲学的、すなわち、形而上学的色彩を伴っていることに気づくこととなったからである。そこで、私の理論から形而上学的色彩を徹底的に払拭するために、「法ルール」という言葉を用いることに決断した。これは、法規範にまつわる諸問題を徹底的に構文論的観点から再構成するためにも適している。

⁵法ルール文が他のルール文区別される基準は何か。この問題は、法概念の問題でもあり、後に論述したい。ここでは、ただ一点のみ言及しておく。法ルール文は、「法的義務」に関する記述と結びつく点で、他の諸ルール文と異なる。

⁶これについては私の次の論文を参照：Yoshino, H., 'Ueber die Notwendigkeit einer besonderen Normenlogik als Methode der juristischen Logik', in *Juristische Logik, Zivil- und Prozessrecht*, Berlin-Heidelberg-New York (Springer Verlag), 1978, S.140ff., 'Zur Anwendbarkeit der Regeln der Logik auf Rechtsnormen' in *Die Reine Rechtslehre in wissenschaftlicher Diskussion (Schriftenreihe des Hans Kelsen-Instituts Band 7)*, Wien (Manz-Verlag), 1982, S.142ff., 「法論理学—数学的論理学の法規範への直接適用」『現代法哲学1巻—法理論』(東京大学出版会), 1983年、197頁以下

(3.3.1.2) 法ルール文を定立するものを法ルール文定立者と呼ぶことにする。法ルール文を解釈するものを法ルール文解釈者と呼ぶことにする。

(3.3.1.3) 法ルール文定立者と法ルール文解釈者の関係は、前者は法ルール文の送り手であり、後者はその受け手という関係である。

(3.3.1.4) 法ルール文は人と関係するときのみ意味を持つ。法ルール文の意味はその送り手(定立者)並びに受け手(解釈者)を離れてはなりたたない。それはこの定立者あるいは解釈者に依存している。

(3.3.2) 法ルール文とその定立者

(3.3.2.1) 法ルール文定立者の基礎は個々の人間である。機関が定立する場合でも、直接の定立者は個々人である。個々の人間を出発点におかなければならない。

(3.3.2.2) 法ルール文定立者は実現さるべき事態を意欲し、それを実現するための規範的事態を表象する。そしてそれを文の形に固定する。それが法ルール文である。

(3.3.3) 法ルール文とその解釈者

(3.3.3.1) 法ルール文は一旦定立されたら、その意味は、定立者にはもはや依存しない。(文の定立者の意思は文の受け手を因果的にも論理的にも拘束しない)むしろそれは解釈者に依存する。

(3.3.3.2) 法ルール文が定立されたあとは、解釈者(受け手)がなければ意味としての法ルールはあらわれない。

(3.3.3.3) 意味としての法ルールは、法ルール文の解釈者の意識のなかに、いわば表象としてあらわれる。

(3.3.3.4) このことは、法ルール文の解釈に際して立法者の意思を考慮すべきかどうかという問題に対する答えを拘束するのではない。立法者の意思をできるだけ忠実に再現すべきだとする立法者の意思説も、正しい立法者であれば考えたであろう規範の意味を確定すべきとするいわゆる立法者の合理的意思説も、上記の主張と矛盾するものではない。

(3.4) 法ルール文と法ルール⁶

(3.4.1) 法ルール文は法ルールを表現する。法ルール法ルール文の意味である。

(3.4.2) 意味としての法ルール文は、まず、法ルール文定立者によって意欲された規範的事態である。

(3.4.3) 意味としての法ルールは、記号一文として固定される瞬間に、法ルール文定立者の意識の中に、いわば表象としてあらわれている。(文として固定される以前にすでに意味としての法ルールが表象の中にあるが、確固

⁶本節は、当初「法規範文と法規範」となっていた。大陸法理論の表現に慣れた読者は、「法ルール文」を「法規範文」と、「法ルール」を「法規範」と替えて読んでいただきたい。そうすると、著者の意図がよりわかりやすく伝わると思う。

としたものとしてはむしろ文は固定の瞬間にそれは現れるのであろう。)

(3.4.4) それは法ルール文定立者の意識にある時点にあらわれ、やがて消える。

(3.4.5) それだけのものとして、意味としての法ルールは、時間空間的に継続して存在する対象、すなわち「実体」としては存在しない。

(3.4.6) しかし、意味としてのルールはその定立者の意識のなかに現れたかぎりのものとして、ひとつのいわば一回的事象として、これを見ることが出来る。そのかぎりで一つの事実である。ただしこの事象は永続性がない。

(3.4.7) 記号一文として表現される以前に、法ルール文定立者は、自己の(法)規範表象を確定するために、それを彼の思考(意識)の中でも言語で表現するのであろう。そうするとその定立者の意識の中にも規範文があらわれる。

(3.4.7.1) これもひとつの事象であるとみなしうる⁷。

(3.4.7.2) 思考中に存在する文が事実としてあるのは、丁度コンピュータの電子的記憶回路に文が存在するようなものであり、そのかぎりでの事実性を認めることができる。

(3.4.8) 法ルール文定立者が、その世界にあらわれた法ルール文を固定し、文字や音声などの記号で表現するとき、それは知覚可能な対象・言語表現となる。

(3.4.8.1) 記号化された法ルール文は知覚されうるから、異なる人間の共有物となる。(W.3.1-注1)そしてそれは伝達可能となる。

(3.4.8.2) 記号化されないかぎり意識の中にあらわれた規範文は、直接の認識の対象たりえない。

(3.4.9) 意味としての法ルールは、独立の客観的对象として、すなわち、実体としては存在しない。

(3.4.9.1) 意味としての法ルールそのものの実在性は、法律家の作った最大のフィクション(擬制)である。

(3.5) 法ルール文の成立

(3.5.1) すべての規範文が法ルール文であるのではない。規範文が法ルール文となるためには成立要件を充足しなければならない。

(3.5.2) ある文が法ルール文の成立要件を満たして定立されるとき、それは法ルール文としての資格をえる。

(3.5.3) 法ルール文の成立とは当該の規範文が法ルール文としての形式を備えたということである。

(3.5.4) 法ルール文が法ルール文として他の普通の規範文と区別されうるのは、この成立要件を充足しているか

らである。

(3.5.5) 二つの全く同じ内容の文が定立されても、法ルール文の成立要件を満たして定立された文は法ルール文であるが、そうでないものは法ルール文でない。両者は外的表現形態では区別できない。

(3.5.6) ある法ルール文の成立要件は別の法ルール文によって記述されている。ある規範文は、別の法ルール文の定めるその成立要件を充足して定立されるとき、法ルール文として成立する。

(3.5.7) この二つの法ルール文間において、後者の法ルール文を前者の法ルール文に対する(二次法ルール文あるいは)メタ法ルール文と呼ぶことができる。

(3.5.8) 法ルール文のみ妥当・非妥当あるいは有効・無効の評価の対象となりうる。(普通の文は妥当・非妥当の判断をする必要もないし、有効・無効ともいえない—無色)。

(3.6) 法ルール文の効力

(3.6.1) 法ルール文は効力があるかないかである。

(3.6.2) 法ルール文が効力があるということは、法ルール文が法的世界で真であるということである。

(3.6.3) 真なる命題のみが推論の前提として用いられるべきように、効力ある法ルール文のみ法推論の前提として用いられる。すなわち、人々を規制する実質的効力をもつことになる。

(3.6.3.1) 法ルール文が効力あるときそれが人々を拘束する力がある(ように見える)。しかし、法ルール文あるいはその効力から直接そのような力がでてくるのではない。効力ある法ルール文に人々がほぼ従うということから、より正確にいうと、効力ある法ルール文を法的推論の前提として、採用することから、それは結果的に生じているのである。従う事実が伴うからである。

(3.6.3.2) 法の効力としての法の「妥当性」の概念と「実効性」の概念および両者の関係はこの観点から理解できる。法的に妥当な法ルール文が法的推論の前提として用いられる、すなわち、法的実践で適用される。そこから実効性をもつこととなる。適用されなければ実効性を持ちえない。

(3.6.3.3) 法ルール文が効力あるときそれが人々を拘束する力がある(ように見える)。しかし、法ルール文あるいはその効力から直接そのような力がでてくるのではない。効力ある法ルール文に人々がほぼ従うということから、より正確にいうと、効力ある法ルール文を法的推論の前提として、採用することから、それは結果的に生じているのである。従う事実が伴うからである。

(3.6.4) 論理的観点からは、法ルール文の効力は法ルール

⁷意味としての表象自体を事実として見ることはたして正しいか?

ル文の真理値とみることができる。

(3.6.5) 法ルール文の効力を判断する基準は何か。

(3.6.5.1) ある法ルール文が効力があると言えるのは、その法ルール文の効力を定める別の法ルール文があって、そのある法ルール文はその効力要件を充たしているときである。その別の法ルール文も同様にして効力がなければならない。

(3.6.6) ある法ルール文の効力を定める別の法ルール文は、前者に対してメタ法ルール文となる。

(3.6.7) 効力要件は否定的な形式で書かれている場合がある。すなわち、ある条件を充たすと当法ルール文は無効となるといった具合にである⁸。

(3.6.7.1) 法ルール文は成立したら効力があるものと推定される機能を有しているのかもしれない⁹。

(3.6.8) 法ルール文定立権限を有するものは、当該法体系の（すでに効力ある）一つまたは複数の法ルール文を前提にし、これに後に与えられている権限に基づいて付加的命題（解釈命題あるいは事実認定命題あるいはその両者）を定立することにより、前者と後者から論理的導出として正当化される命題を法ルール文として定立する。（すでに効力ある法ルール文から論理的に導出されるとき、当該法ルール文は効力あることになる）

4 法（ルール）文の構造

(4.0) 法的世界は法ルール文と法ファクト文から構成される。

(4.1) 法ルール文

(4.1.1) 法は法ルール文によって表現される。

(4.1.2) 諸ルールの体系としての法全体は要素法ルール文の論理的結合によって表現される。

(4.2) 要素法ルール文

(4.2.0) 法ルール文の最小単位は要素法ルール文である。

(4.2.1) 要素法ルール文の内部構造を分析することができる。

(4.2.2) 要素法ルール文は、法律要件-法律効果の構造を有する。法律要件と法律効果はともに命題である。

(4.2.2.1) 法律要件は法律要件要素に分解されうる。

(4.2.2.2) 複数の法律要件要素は、論理語「連言」（「かつ」）または「選言」（「または」）で相互に結びついて、全体としての法律要件を構成する。

⁸例えば、日本民法90条のごとく。

⁹すべての法ルールについてこのような仮定が成り立つわけではない。とくに、法律についてその成立と施行は厳密に区別されている。（施行までは効力がない。）

(4.2.2.3) 法律効果に関して言えば、要素法ルール文は一つの法律効果のみを有する。要素法ルール文の法律効果をその要素に分けることは意味がない。

(4.2.3) 法律要件と法理効果は論理語によって結びつけられて法ルール文を構成する。

(4.2.3.1) 法律要件と法律効果とを結びつける論理語には、「ならば」（含意）、「ときにかぎり」（反含意）および「ならばかつそのときにかぎり」（等値）の三つの種類がある。これに応じて、法ルール文は三つのタイプに分かれる。

(4.2.3.2) 法律要件を記号Aで法律効果を記号Bで表現するとする。法律要件が法律効果に含意で結びつけられると、法ルール文は「AならばB」の構造をもつ。この場合、AはBの十分条件である。

(4.2.3.3) 法律要件が法律効果に反含意で結びつけられると、法ルール文は「AのときにかぎりB」という構造をもつ。この場合AはBの必要条件である。

(4.2.3.4) 法律要件と法律効果が等値で結びつけられると、法ルール文は「AならばかつそのときにかぎりB」の構造をもつ。この場合はAはBの必要十分条件である。

(4.2.3.5) 法律要件が法律効果の十分条件である法ルール文の場合は、法律要件の非充足から法律効果の非発生を推論することはできない。これに対し、法律要件が法律効果の必要要件となっている法ルール文または必要十分条件となっている法ルール文の場合は、法律要件の非充足から法律効果の非発生を推論することができる。このことは「法的推論の構造」のところで詳説する。

(4.2.4) 法ルール文の法律効果部の命題が何を記述しているかによって法ルール文の性格が決まる。

(4.2.4.1) 大きく分けて、法律効果部が法ルール文の名宛人の行為の義務的事態について記述する場合と法ルール文について記述する場合とがある。

(4.2.4.2) 法ルール文の名宛人の行為の義務的事態について記述する法ルール文をオブジェクト法ルール文と呼ぶ。

(4.2.4.2.1) オブジェクト法ルール文は法ルール文の名宛人の行為の義務、禁止および許可を記述する。

(4.2.4.2.2) 法体系は最終的には人々の行為の義務づけを行うのである。

(4.3.4.2.3) 「法ルール」が「法規範」と呼ばれるのは、「法ルール文」が人の行為の規範的事態を記述し、それが人の行為の基準となっているからである。

(4.2.4.2.4) 禁止および許可は義務に還元されうる。すなわち、ある行為の禁止はその行為の不作为の義務と等しい。許可は、禁止がないこと、すなわち、行為の不作为の義務がないこととして定義されうる。

(4.2.4.2.5) 法ルール文の名宛人の行為の義務を記述する法ルール文が法的に効力があるとき、法的世界で、その義務が実際あることになる。

(4.2.4.2.6) 義務を記述する法ルール文の効力を決定するのが、法的推論の最終目的である。

(4.2.4.3) 法ルール文の法律効果部が法ルール文について記述している場合、その法ルール文をメタ法ルール文と呼ぶ。

(4.2.4.3.1) メタ法ルール文は最終的には法ルール文の効力を決定する。

(4.2.4.3.2) 法ルール文の効力を判断する前提として、ある文が法ルール文であるか否か、言い換えれば、法ルール文として成立しているか否かを判断しなければならない。それゆえ、メタ法ルール文は法ルール文の成立についても規律する。

(4.2.4.3.3) 権利あるいは権限について記述する法ルール文も、メタ法ルール文である。それは、法ルール文を定立する権能を権利の主体に与える法ルール文である。

(4.2.3.3.4) 権利者が、その権利に基づいて、他の法ルール文の効力に関する諸法ルール文に違反することなく、法ルール文を定立するとき、それは法ルール文として効力をもつことになる。(例えば、代金請求権に基づいて請求するとき相手方にはその代金を実際に支払う義務が具体的に生じる。あるいは、土地の所有者が、不法に占有している者に対して、物権的請求権に基づいて、その土地からの立ち退きを請求するとき、相手方がその土地から立ち退く義務が具体的に生じる。)

(4.2.4.4) 法律要件—法律効果の法ルール文の構造をもっているが、上記の意味におけるオブジェクト法ルール文またはメタ法ルール文のいずれにも属さない法ルール文も存在する。法律上の概念の定義あるいは説明を与える文がそれである。

(4.2.4.4.1) 定義は、要件部が効果部に論理語等値で結びつけられている場合である。

(4.2.4.4.2) 説明は、要件部が効果部に含意で結びつけられている場合である。

(4.2.4.4.3) これらの文は、法律上の二つの概念を結び付け、二つの法ルール文を繋げる媒介としての役割を演じる。

(4.2.4.4.4) これらは固有の意味での法規範文ではない。しかし、なお法ルール文の概念の枠の中で把握することができる。それは、要件・効果のルールとしての構造を有するからである。

(4.2.5) 要素法ルール文はそれぞれユニークなものであり、それに名をつけることができる。(通常は、「国連売

買条約第1条第1項第1号第1文」などと呼ぶ。)

(4.5) 法ルール文の相互結合

(4.5.1) 複数の法ルール文は論理語「連言」によって相互に結合する。

(4.5.2) 同じ法律効果による結合

(4.5.2.1) 複数の異なる法ルール文が同じ法律効果を持っている場合がある。それらの法ルール文は、当該法律効果をもつ、一つの等値な法ルール文に融合することができる。この場合、統合された一つの法ルール文において、元の諸法ルール文の法律要件は、選言によって相互に結びついている。

(4.5.3) 親法ルール文と子法ルール文

(4.5.3.1) ある法ルール文の法律要件要素が別の法ルール文によって具体化されている場合がある。この場合、後者を前者の子法ルール文と呼ぶことができる。前者は後者の親法ルール文と呼ぶことができる。

(4.5.3.2) ある複数、(例えば二つ)の法ルール文の(相互異なる)法律効果が一つの法ルール文の(異なる)法律要件要素と一致する形で結びついている場合もある。この場合、前者は子ルール、後者は親ルールであるが、その複数の子法ルール文は親法ルール文によって統合されていると解することができる。

(4.5.3.3) 親法ルール文の法律要件要素が子法ルール文の法律効果として記述されることによって、二つの法ルール文は繋がっていく。

(4.5.4) 複合法ルール文

(4.5.4.1) 複数の法ルール文が結合し、かつ一つの名を持つとき、複合法ルール文が構成される。

(4.5.4.2) 複合法ルール文が結合して、一つの名を持つとき、それもまた複合法ルール文である。

(4.5.4.3) 制定法についてみるに、法典、全文と本文、附則、部、章、節等の語は複合法ルール文の名付けのために用いられる。条、項および号も、それらが複数の法ルール文から成り立っているときは、複合法ルール文の名として用いられる。

(4.5.4.4) 複数の法ルール文が一つの法典の中で、あるいは一つの部、あるいは章、あるいは節、あるいは条の見出しの後に書かれているとき、それらの法ルール文がその名前の複合法ルール文に属するということが、空間的に記号的に宣言されているのである。

(4.5.4.5) 法を文、すなわち、法ルール文を起点として論理法学は説明しようと努めるものであるから、上記の空間的記号表現も文の形に表現しなおす。

(4.5.4.6) 複合法ルール文はその複合法ルール文の名とそれに属する要素法ルール文の名との関係を宣言するファ

クト文で表現される。すなわち、次のごとくである：

complex_sentence

```
(Complex_Rule_Sentence_ID,[  
  Rule_Sentence_ID1,  
  Rule_Sentence_ID2,  
  .....  
  Rule_Sentence_IDn]),
```

(4.5.4.8) 複合法ルール文を設けている実益は、各要素法ルール文についていちいち言及しないで、複数の法ルール文についてまとめて（例えば、それらの効力について、「この法律はXX年YY月ZZ日より施行する」というように）記述することができることにある。

(4.5.5) 法ルール文とメタ法ルール文の結合

(4.5.5.1) 前述のように、メタ法ルール文は法ルール文について記述するものである。

(4.5.5.2) メタ法ルール文が法ルール文の効力を記述するという形で、法ルール文とメタ法ルール文とは相互に結合している（関連している）。

(4.5.5.3) すなわち、法ルール文の効力は、そのメタ法ルール文に依拠している。

(4.6) 法体系

(4.6.1) 全体としての法は体系性を有するのか。もし、法の体系性が認められるとすれば、それはいかにして可能となるか。

(4.6.2.) 法ルール文が活きるとき

(4.6.2.1) 法ルール文はそれだけでは単なる文字列である。

(4.6.2.2) 人が法ルール文をもとに思考するとき、より正確に言えば、法ルール文を用いて法的推論をするとき、文字列としての法ルール文は法として活性化される。

(4.6.2.3) 公的に確定され、文書に取められた法ルール文としての制定法は、法的推論が行われることを前提として書かれている。

(4.6.2.4) より詳細に言うと、制定法は、一方において、文書化されていない法的常識が用いられること、他方において、解釈によって法の体系化と具体化とがなされることを前提として書かれている。

(4.6.3) 法ルール文の解釈・適用と法の体系性

(4.6.3.1) 制定法それだけでは、法は論理的体系性をもたない。

(4.6.3.2) 素人が制定法を読んでもそこに法の体系を見出すことは難しい。

(4.6.3.4) 法を適用する人（例えば、裁判官）の思考の中で、法は（部分的に）体系化されるのである。

(4.6.3.5) 裁判官は判決理由の中に自己の理解した法体系を部分的に提示しようとする。

(4.6.4) 法学と法の体系性

(4.6.4.1) 法学は法を体系的なものとして提示しようとする。

(4.6.4.2) 法学者は自己が構成した法体系の絵を教科書や論文に書き留める。

(4.6.4.3) よりすぐれた法学者はより詳細な、より首尾一貫した法体系の絵を書き残している。

(4.6.4.4) 未だかつてy全体系を提示しえた法学者はいない。

(4.6.4.5) 全法体系の提示は法学の夢である¹⁰。

(4.6.5) それでは、論理法学の観点から見ると、法体系とは何か、あるいは、法の体系化とは何か。

(4.6.5.1) 法体系は諸法ルール文の連言による論理的結合よりなる。

(4.6.5.2) 法の体系化とは、個々の具体的な演繹しうるものとして事件に対する法的判断（法ルール文）を他の諸法ルール文と無矛盾に定立できるように諸法ルール文の公理体系を構成することである。

(4.6.5.2) それは諸法ルール文を無矛盾な効力ある法ルール文として説明することでもある。

(4.6.5.3) 法体系は法ルール文の効力の観点から構成される。

(4.6.6) 法ルール文の効力の正当化

(4.6.6.1) 効力の基礎付けは論理的証明である、すなわち、その正当化は論理的演繹によってなされる。

(4.6.6.2) 法ルール文は、(1) 効力ある法ルール文から演繹されるとき、(2) 法ルール文の効力を定める法ルール文の要件を充たしたとき、そして、(3) その効力が事実として仮定された、ならばかつそのときに限り、効力がある。

(4.6.6.3) いずれにせよ、ある法ルール文の名を r_1 とすると、「 r_1 は効力がある」という命題が、証明されたとき、 r_1 は法的世界では効力があることになる。

(4.6.6.4) その証明には効力ある文のみが適用されなければならない。

(4.6.6.5) 既に述べたように、ある法ルール文はメタ法ルール文の定める効力要件を充たして定立されるとき効力がある。

(4.6.6.6) メタ法ルール文の効果部に「法ルール文の効力がある」ことが記述され、その要件部を満たす事実が

¹⁰それは法律人工の知能研究の夢でもある。

Stage Pyramid Structure of Law

Static Dimension :

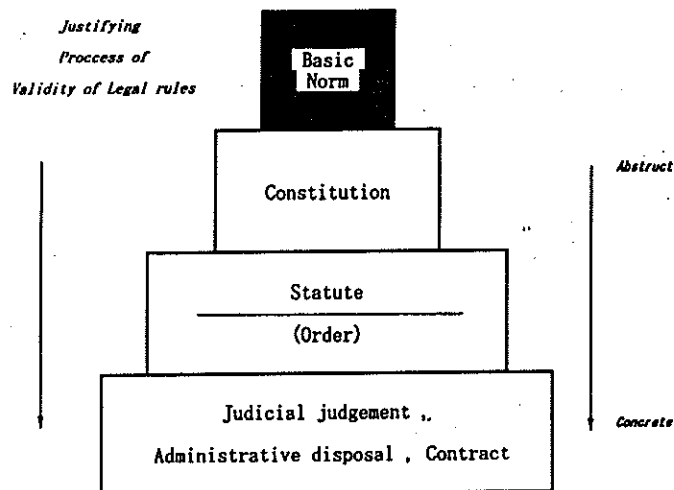


図 3:

的演繹によって証明される。

(4.6.6.7) このメタ法ルール文の効力はさらに別のメタ法ルール文の定める効力要件を充たしているとき効力がある。

(4.6.7) このようにして法ルール文の効力根拠を遡って行くことができる。

(4.6.7.1) ある法ルール文に対しその効力を与えたり、あるいは効力を奪ったりする要件を規定する法ルール文は、前者の法ルール文に対して（法の効力の観点から）上位に位置する法ルール文、すなわち、上位法ルール文と呼ぶことができる。

(4.6.7.2) 法ルール文間の効力の依存関係、言い換えれば、効力の上位下位の関係は、大ざっぱに言うところ、国内法体系においては、ハンス・ケルゼン等の明らかにしたように、憲法を頂点に、法律、命令、自治法規、そして判決・行政処分・契約の段階構造を有する。この関係は次の図に示されう。

【法の段階構造図】

(4.6.7.3) この段階構造において、上位に行くほど法ルール

ル文の数はより少なく内容はより抽象的に（内包は貧しく）なる。各法ルール文の意味の内包はより貧しく、外延は広がる。下位に行くほど法ルール文の数は多く内容はより具体的になる。各法ルール文の意味の内包はより豊かに、外延はより狭くなる。このことはケルゼンの指摘しているとおりである。

(4.6.7.4) 上記の段階構造（の図）の最下位には判決や契約が位置しているが、判決に基づいて出される執行官の執行命令や売買契約に基づいてなされる売り主の代金請求—それらは文として定立される—もまた法ルール文である。（法ルール文の成立要件に充足して定立されるから。）

(4.6.7.5) 国際法秩序を考慮に入れると、憲法の上に国際法が位置する。

(4.6.7.6) 憲法あるいは国際法の効力は何によって基礎づけられうか。

(4.6.7.7) 憲法あるいは国際法の効力を基礎づけるのも法ルール文でなければならない。

(4.6.7.8) 効力を基礎づける法ルール文であって、それ以上効力の根拠を遡ることのできないところの法ルール文を、ケルゼンの法用語に準じて、根本法ルール文と呼ぶことにする。

(4.6.8) 根本法ルール文は全法体系の効力の基礎である。

(4.6.8.1) 根本規範の要件を満たす事実も必要である。このことから、法体系の効力の根拠を規範ではなく事実から導き出すことになる、という批判（ケルゼンに対して）なされるが、それはあたらない。

(4.6.8.2) しかし、そもそも規範と事実という二元論自体が無意味な形而上学的仮説である。ありうるのはルール文と事実文のシンタクティカルな区別だけである。

(4.6.8.3) 前述のように、メタルール文の効果部に「ルール文の効力がある」ことが記述され、その要件部を満たす事実があるとき、その「ルール文の効力がある」ことが論理的演繹によって証明されるだけである。

(4.6.8.4) 根本法ルール文は国内法体系においては憲法の効力要件を、国際法体系においては国際法の効力要件を規定する。

(4.6.8.5) 国内法体系の根本法ルール文は成文憲法に書かれている場合もある。憲法制定手続きに関するルールなどはこれにあたる。しかし、根本法ルール文は、そのように成文法として書かれているとは限らない。本来それは、法体系が暗黙の内に前提としているものである。

(4.6.8.6) 根本法ルール文は究極の効力根拠を与える法ルール文であるから、その効力は他の法ルール文から基礎づけることはできない。

〈4.6.9〉根本法ルール文は効力がある、と仮定する他ない。

〈4.6.9.1〉この仮定は、「根本法ルール文が効力がある」という事実文を真として定立することである。

〈4.6.9.2〉この仮定は、すべての法ルール文を効力があるものと基礎づけるために、あるいは法体系を基礎づけるために必要である。

〈4.6.9.3〉どのみちある法ルール文の効力があることを仮定しなければならないとしたら、根本法ルール文ではなく、憲法の効力を仮定するだけで十分ではないだろうか。

〈4.6.9.4〉ある憲法の下での法体系の効力を基礎づけるのには、根本法ルール文ではなく憲法が効力があることを仮定すればよい。

〈4.6.9.5〉しかし、その憲法がいつから効力があるか、前の憲法下の法体系がいつ効力がなくなったかを判断しようするとき、憲法の効力について定める法ルール文、すなわち、根本法ルール文が必要になる。

〈4.6.9.6〉根本法ルールは、憲法の効力を基礎づけるという意味では、ケルゼンのいう根本規範と等しい。

〈4.6.7.8〉ケルゼンは根本規範の内容は憲法の効力要件を定めるものと言っている。それ自体は正しい。しかし、それは十分ではない。根本法ルール文のもつべき内容は、憲法の効力要件ばかりではない。

〈4.6.9〉憲法のみならず、すべてのルールの効力の基本を規律する根本的ルールがある。

〈4.6.9.1〉それは法ルール文の効力に関する推論の際に常に適用されなければならない一般原則である。その効力は事実として前提されなければならない。

〈4.6.9.2〉例えば次のようなルールは根本ルールである。「ルールがある時点において効力があるのは、それがその時点以前に効力が発生し、その時点までに効力を失うことがないときである。」

〈4.6.9.3〉このルールはあらゆるルールの効力を判断するときに使われるルールである。しかし、制定法などの形で明示的に規定されることはない。存在するルールの効力に関する諸規定は、ルールの効力の発生あるいは消滅に関する規定である。ルールが効力があることを直接規律するルールは実際には規定されない。それは根本的なルールとして当然のこととして前提されているのである¹¹。

〈4.6.9.4〉このルールのサブルールとして次のルールがある。「法ルール文のある時点Tにおいて効力が発生する

のは、法ルール文がそれ以前の時点に成立し、かつ、法ルール文がその時点Tにおいて無効であることがなく¹²、かつ、その法ルール文の効力の始期の定めがある場合はその時点Tにその始期が到来したか、または効力の発生条件が定められている場合はその時点Tにその条件が成就した、あるいはそのいずれの定めもない場合は、法ルール文の成立の時点である。」

〈4.6.9.5〉法ルール文の成立要件は法ルール文の種類によって異なる。またその条件が具体的内容は国によって異なる。法律の場合は国会の議決、命令の場合、内閣、主管大臣あるいは総理大臣の決定、契約の場合は当事者の合意である。法律の成立要件は憲法が、契約の成立要件は法律（契約法）が定める。

〈4.6.9.6〉法ルール文がある時点で無効であるのは、別の法ルール文の定める無効条件を充たしているときである。

〈4.6.9.6.1〉無効原因は各国の法体系によって具体的にきまる。

〈4.7〉法ルール文の無矛盾性（この項目は未完）

〈4.8〉論理法学は、これまで明示的に記述されなかった暗黙裏に前提されている原理的な法ルールを明示的に法ルール文として記述する。

おわりに

この後、「5 法的推論の構造」以下が続くべきであるか、この部分は、現在論究中で、確定した稿となっていない。次年度の報告書に掲載することにした。

本稿で提示した諸テーゼについて、皆様のご意見・ご教示を賜れば幸いです。

¹¹ このルールは、法的ルールのため根本ルールというよりは、すべてのルールの効力に関して妥当する根本ルールとみた方がベターかも知れない。あるいは、これは、認識ルールと呼ぶ方が適切かもしれない。

¹² 「無効」と「効力が消滅」の区別を堅持しないと循環論法になってしまう危険がある。

研究項目 A 0 3

法律知識ベースの構築

本研究の目的は、詳細に分析された実定法の知識をコンピュータに登載し法律知識ベースを構築することにある。

計画研究においては、研究項目 A 0 2 の計画研究の民法、国際私法、国際統一売買法、消費者契約法などの知識構造解明の成果を参照して、それらの法分野の知識ベースを構築する。その際、知識ベース構築という観点から法的知識の一般的及び具体的構造を再吟味する。また知識の表現形式および知識ベース構造を検討する。法的知識を獲得して知識ベースに実装していく作業は、技術的にも労力的にも大変な作業である。そこで知識を獲得し管理するための支援システムが必要となる。この支援システムの仕様を検討する。そして以上に基づいて法律知識ベースの実装作業を行う。

法的知識は、一方において「法律要件→法律効果」のルールとして、他方において法律概念辞書の形で知識ベースに実装される。

判例や学説の立場の多様性については、一方においてシステムとしての統一的立場を確定するとともに、他方において重要な判例や学説はすべて登載し、立場の違いに基づいた法的推論が可能となるように法的知識ベースを構築する。また時代や場所の違いに対応して柔軟な推論が可能となるように知識の相対的効力を表現できるシステムとする。

公募研究としては、上記の法分野またはそれ以外の法分野の知識の分析あるいは知識ベース構築に関する研究（自然言語処理、データベース、ネットワーク等との連関を含む）、概念辞書に関する研究等がとくに期待される。

“Construction of Legal Knowledge Base”

Group A03